

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。
(令和6年6月1日現在)

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆麻酔管理料（Ⅰ）（麻酔科専門医の麻酔管理体制）
- ◆CT撮影及びMRI撮影（64列CT・1.5テスラMRIの設置）
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）（検査精度の維持管理）
- ◆薬剤管理指導料（薬剤師による服薬指導と服薬管理）
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（専門のセラピストの配置）
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（専門のセラピストの配置）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（専門のセラピストの配置）
- ◆別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ◆入院ベースアップ評価料43
- ◆看護職員処遇改善評価料43
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

※当院では、駐車場を含め、病院敷地内は全面禁煙となっております。